

ドイツにおける労働者階級の政治化とその帰結

——一八四八年〜一九一四年——

飯 田 収 治

【要約】 名望家政治から大衆民主主義への政治構造の転換をたどる場合に、重要な論点として労働者階級の政治化という問題がある。すなわち十九世紀末以降、それまで名望家層の専断的な支配を基本的フレームワークとしてきた政治構造は、労働者階級をはじめとする広汎な社会層の政治的次元への主体的な登場により、大きく転換していった。この過程を制度の上で保証したものは、いうまでもなく普通選挙権の導入であったが、労働者階級の政治化という点に限るならば、通常、労働組合と労働者政党の成立・発展が重要なメルクマールになりえた。この観点から、一八四八年〜一九一四年におけるドイツの労働者運動は、どのように理解しうるであろうか。ここではさし当り、社会主義的労働者運動に限定して、労働者階級の政治化の具体相およびそれに対する名望家層の対応といった問題を明らかにしてみたい。

史林 四八巻三号 一九六五年五月

はじめに

本稿は、ドイツにおける労働者運動の発展と変容を第一次大戦までの時期について論じようとするものであるが、ただしとりわけつぎの諸点に留意しながらの本格的研究のための予備的作業にすぎないこともあらかじめことわっておきたい。(1) ここでの中心的課題は、労働者階級の政治化つまり労働者階級がみずから社会的意思の実現と政策決定への共同決定権をもとめて主体的に

政治の過程に参加している状態が、どのようにして達成されていったかを明らかにすることである。(2) したがって労働者運動は労働者階級の政治的、主体化を目指しての運動としてとらえ、運動の発展が彼らの政治的、主体化の促進にどうかかわり、それがまた逆に運動そのものにいかなる変容をしいるにいたったかが追求される。(3) さらに労働者階級の政治化にかんする統治者階級の姿勢が当然問題となるが、わけても労働者運動の発展とともに統治者階級のあいだにきざしてくるそれへの対応の変化に注目してい

たいとおもう。

ところでさきに筆者は、本誌上に『ドイツ政党組織の史的考察』と題して報告された共同研究^①に、十九世紀後半から二十世紀初頭にかけてのドイツ政党の組織の発展を具体的に検討する機会をえた。その際の主要テーマは、もとより組織の発展に平行してすすむ政党の構造転換(名望家代表政党から大衆代表政党を歴史的にあとづけること)にあったが、しかし筆者らにとつては、名望家政治から大衆民主主義への構造的転換という近・現代政治史を構成するより、包括的な問題にかんして、何らかの見通しをつけておけたらというのが一層のねがいであった。実のところ本稿もそのような問題にせまる過程でせひとも通過しなければならぬ論点をあつたものなのである。

すなわち、現代政治の特殊二十世紀的な段階をしめす大衆民主主義は、労働者階級の政治化の完成をまっしてはじめて全面的に確立するものと考えられる。それは逆にいえば、「財産と教養ある」名望家層が労働者階級を政治過程から持続的に切断しておくことによつてたまたえられた、特殊十九世紀的な名望家政治段階の終焉をつげるものである。ドイツの場合でいうなら、われわれは、一八六〇年代を典型に五〇年代から七、八〇年代におよぶ時期を名望家政治の開花期、それ以降の一八九〇年より二十世紀のはじめ

の十数年をふくむ期間を大衆民主主義の状況の醸成期、とそれぞれよぶことができよう。ところでこうして名望家政治体制をつぎくずし大衆民主主義の状況の醸成をうながすこととなった諸々の要因のなかでも、いまはさしあたり以下の事実注目する必要がある。十九世紀末以後の工業化過程の一層の進展が従来の社会的成層構造におおきな変動をよびおこし労働者階級の老大な量的蓄積をもたらしたこと、そしてこのことが労働者運動の爆発的成長をうみだし、それとあいまって労働者階級の政治的要素としての比重を急激に増大せしめたこと、この趨勢をさらにおぎなうものとしてドイツでは帝国議会の普通選挙権が労働者階級の政治過程への上昇に門戸をひらいていたこと、などがそれである。かくして一八九〇年代をくだる時期のドイツには、労働者階級の政治化が緊急の課題として提起され、名望家層の専断的な政治支配にかわつて労働者階級をも政治統合過程に包摂しようような政治構造がようやくその姿を現わしはじめたのである。もっとも労働者階級が政治的主体として完全に解放されたのは、ヴァイマル期にはいつてからのことで、大衆民主主義の状況もこの期に全面的な成熟の域にたつするものとみるべきであろう。がともかく、名望家政治から大衆民主主義への構造的転換という問題を歴史学的に再構成しようとする場合には労働者階級の政治化の過程は、

なんとしても究明しておかなければならない論点であることには
 違いないのである。

以下、これまでのべてきたところにそいつつ、ドイツにおける
 労働者運動のトレンドを明らかにしていきたいとおもう。

① 飯田・中村・野田・望田「ドイツ政党组织の史的考察」上・下（『史
 林』第四七巻第五・六号）。

一 名望家政治段階の労働者運動

1 労働者運動の組織的定着

通常われわれはドイツにおいて労働者運動が組織的に定着した
 時期としては、「全ドイツ労働者協会」(der Allgemeine Deutsche
 Arbeiterverein いわゆるラッサール派、一八六三年結成)と「社会民
 主労働者党」(die Sozialdemokratische Arbeiterpartei いわゆるア
 イゼナッハ派、一八六九年結成)の成立をみた一八六〇年代をあげて
 いる。もとよりその見方について異論はないのであるが、ただ六
 〇年代の運動をより分明に歴史的パースペクティブのなかに位置
 づけるには、やはり四八年革命期にめだつた動きをみせた「全ド
 イツ労働者友愛会」(die Allgemeine deutsche Arbeiter-Verbrin-
 derung)にふれておくほうが好都合であろう。

労働者友愛会の運動 正確には「友愛会」は、四八年八、九

月のベルリン労働者会議にてポルン(S. Bismarck)らの努力で結成さ
 れて以来五二年にヴェルテンベルクで最後の地域組織が解散させ
 られるまでの約五年間の歴史をもつものである。「友愛会」につ
 いてまず注目すべきは、それがあらゆる論議と活動の出発点をほ
 つきり「労働者の組織」においたこと、しかも当時なお根づよか
 ったツンフト的職人組合のたんなる延長、拡大でなく、むしろそ
 のふり規制をうちやぶる方向での労働者の組織化が志向された
 ことである。しかもこれにくわえて、支部協会・同委員会——地
 区協会・同委員会・同総会——年次総会・ライプツィヒ中央委員
 会(業務評議会)といった三段レベルの整備された全国規模の組
 織化が、実際にもかなりの成果をあげていたことがつたえられて
 いる。五〇年二月の総会時にはおよそ一万八千の人々が協会員と
 して登録されていたという。

「友愛会」の運動をささえた綱領的立場についてはここでたち
 いった指摘をおこなう余裕はないが、ただ「友愛会」が労働者階
 級の物質的精神的な向上にかんし広範な要求をかけた、それを政
 治的手段をつうじて貫徹しようという立場をうちだしていたこと
 だけは、忘れてはならないであろう。われわれは「友愛会」のか
 ずかずの綱領や決議から、従来の職人組合のような非政治的な同
 業身分的結合を明瞭にこえた指針をよみとることができるのであ

り、それにはやがて労働者政党とよばれるものにつらなる契機がひそんでいたのである。「友愛会」がフランクフルト国民議會をただちに支持し、民主派議員と特別に連携を密にしていた事實は、その意味で記憶に値するわけである。ともあれ以上の点だけからすれば、「友愛会」の運動はわれわれの眼には確かに、組織への自覚・政治への志向・目的の包括さなどそれをとってみても、後年の運動を彷彿させるいわば時代をさきどりした近代性を濃厚におびたものとしてうつるのである。だが「友愛会」にはそのような面だけが優越していたのではなかった。

「友愛会」の組織は決して堅固なそれではなかった。中央と地方との連絡は普通は機関紙『フエアブルニューデルング』の配布・文書の交換といった方法以上にでるものではなかったし、組織の横断的むすびつきもこの頃さかんであった職人労働者の全国遍歴という慣習におおきく依存した状態であった。強力な組織統合が可能なだけの社会的基盤がまだあたえられていなかったのである。「友愛会」の政治への志向も必ずしも確かなものでなく、現に四九年夏の民主派の敗退以後は政治からの意識的離反が「友愛会」の内部に急速につよまっていた。これとならんで注意すべき事柄は、「友愛会」が多数の労働者をひきつけることのできた根拠がより、おおくその共済組合的活動領域にあったことである。「友愛

会」が組織した遍歴共済組合・消費組合・医療組合等は、ツンフト的組合保護の機能低下になやむ熟練労働者を吸収するのにもっとも効果的であった。一部の上層部をのぞき「友愛会」は既存の社会主義思想やその党派にたいして総体に無関心であったといえよう。こうして「友愛会」は、むしろ非政治的な「協同組合的己救済」の活動に独自の特徴をしめしていたのである。

「友愛会」の運動には依然前近代的要素がいろ濃く付着していた。しかしそこで提起されていた労働者の組織化と政治的解放の問題は、質・量の差はあれ六〇年代以降の労働者運動にひきつがれていったのである。それゆえ、「……一八六三年にドイツでは二つの全国的な労働者組織が形成された、これはおそらく、四八年の労働者の組織とその経験を糸口としなければ、不可能であつたらう」という J. Böhm の女史の言葉にも、われわれはあらためて注目する必要があるとおもうのである。^①

労働者政党の成立 一八六三年に結成されたラッサール派の運動は、いうまでもなく「友愛会」の運動のたんなるやきなおしてはなかった。それはまず、普通選挙権の獲得という確固とした実践目標をもった全国政党であることに一貫していた。ラッサール (F. Lassalle) のいわゆる「自由な人民国家」(Der freie Volksstaat) は運動にともかく社会主義的性格をあたえてブルジョア自由主義

との対決を基調とさせることにも成功していた。そのうえ普通選挙権へむけての重点主義的方针は、会長を頂点とする中央集権的なワン・マン体制という、「友愛会」の場合にはおおよぶつかぬような独自の組織方式を採用させることになった。ラッサールからシュヴァイツァー（J. B. von Schweitzer）にひきつがれていた時代のラッサール派は、おおよそ会長の独裁的指導でうごく組織であることに終始したのである。むろん各分会の「代表者」・総会代議員の直接選挙、総会決議による上部機関への圧力、一般会員の各地域組織内での積極的活動の奨励など「友愛会」にもすでにみられた、組織の大衆性ないし民主的性格もまったく無視してしまふわけにはいかない。他方ラッサール派においては「国家救済」の立場から、「友愛会」の共済組合的活動は、あまりかえりみられず、したがってみるべき存在とはならなかった。それでも会員数は、一八六五年から七五年の期間に五、五〇〇から一六、五三八にのびたし、七三年総会にはプロイセンを中心に二四六の分会組織が六一名の代表を派遣するようになっていた。^②

このラッサール派に対抗して六三年には、「ドイツ労働者協会連盟」（der Verband deutscher Arbeitervereine）という全国組織が創設された。当連盟は、ブルジョア進歩派の主導のもとに全国「労働者教育協会」（der Arbeiterbildungsverein）を結集したも

ので、当時ラッサールのよびかけにおおじなかつた労働者組織の連合体でもあった。したがって連盟自体には政治的団体としての性格はなく、労働者の技術・社会教育や共済組合制度等々をめぐっての意見の交換をおこなうところの、各地「教育協会」の連絡機関といったものにちかかったのである。形式的には指導機関として常任委員会がおかれたが、しかし連盟をひとつの統合組織へと凝集させていくだけの現実的な権限はまったくあたえられていなかった。「教育協会」の地域分布が「友愛会」組織のそれにあらまし一致していたことはさておき、連盟の運動が「友愛会」の非政治的側面をより、おおく継承していたことは否定できない。

だが連盟のこうした性格も、「教育協会」の指導権がブルジョア進歩派から順次ベーベル（A. Bebel）などの労働者自身の手にうつるようになること、めだつて変化していった。この背後には、ドイツ統一問題や北ドイツ連邦議会の普選権による選挙などに触発されて、相当部分の労働者層に政治への志向がよまらだしたという事情もあつたことを忘れてはならない。六七年の連盟総会におけるベーベルの会長就任と機構改革による統合強化、六八年総会での社会主義的なミュンベルク綱領の採択と自由派系団体の脱退、かくして六九年に連盟は「社会民主労働者党」にいわば発展的解消をなしとげたのである。^③

新党のアイゼナッハ派はラッサール派とならぶ社会主義的労働者政党であったわけであるが、後者とはちがったいくつかの特色を有していた。組織の連邦主義的構造と合議制的指導体制(委員会と統制委員会の併設)、左翼自由派とりわけ南ドイツ人民党(Volkspartei)への政治的親近性などはそれであり、旧連盟時代からの伝統でもあった。またアイゼナッハ派はザクセンを主要地盤に中南ドイツで組織をひろげていた関係で、はじめから反プロイセン的空氣がつよく、統一問題をめぐってラッサール派の立場とするとく対立することになった。なおここで注目されるのは、同派がその綱領に労働者インターナショナルイズムをはじめて公然とうちだし、その頃ブルジョアジーによって高唱されていたナショナルイズムに対抗する、独自の性格を労働者政党に付与するにいたったことである。そしてドイツにおける労働者運動へのマルクス主義の滲透もまずこのようなかたちをとったのだ^④。

以上にのべたふたつの労働者政党は、周知のように、一八七五年に「ゴータ合同」をはたすが、新しい「社会主義労働者党」(die Sozialistische Arbeiterpartei)の組織は、権力の分散や統制にも十分留意した「民主的中央集権主義」の体制をとっていたといえるだろう。ともあれこの合同は、マルクスらによって「原則上のかけ引き」という酷評はうけたものの、労働者政党の発展という

点にかざればそのもたらした成果はおおきかった。七七年の帝國議会選挙には全国三九七選挙区のうち一七五選挙区で候補者をたてることができ、七七年当時で党所属の定期刊行物が総計五六紙をかぞえ、さらに七六年頃すでに若干名の有給運動員が党本部につめていようになったこと、等々はいずれも党の成長ぶりを物語るものであ^⑤った。

2 労働者運動にたいする名望家層の態度

さて、ドイツにおける労働者運動がおよそのようにして形づくられていったのであれば、これにたいして統治者階級たる名望家層はどのような態度をしめしたであろうか。

自由主義勢力

かつてダールマン (F. C. Dahmann) が「大

衆とりわけ第四階級についてはなすべきことを知らない^⑥」ともらしていたように、総じてこの期の自由派には、労働者階級にむけて政治的に何らかの対策をこころじるだけの積極性はみあたらなかった。もちろんこれには、プリンス・スミス (J. Prince-Smith) に代表されるドイツ・マンチェスター派の存在がみのがせないの

であって、彼らの提供する経済理論からすれば「労働者問題」を一個の社会問題とすることすらもはや不可能だった。しかも、プロイセン三級選挙制によってその政治的地位を保証されていた六〇年代の自由派のメンタリティーには、無学な無産大衆に「財産

と教養ある」社会層と同等の政治的発言権をゆるすことなど、およびそえん遠いはなしてであった。^⑦なるほど自由派内部にはシュルツ

キーデーリッチェ (H. Schuler-Delitzsch) のように、労働者階級に重大な関心をよせる一派が少数ながら存在し、協同組合運動や「労働者教育協会」の設立が実際にもこの派の努力ですすめられ

てはいた。しかし彼らにしても、「労働者問題」の解決策として「勤勉と貯蓄」（いわゆる「自己救済」）以上の政治的施策をもちあわせていたわけでもなく、そしてなによりも、自由派の議会活動を

⑧

有利にみちびくための院外の後備軍として、労働者階級をみずからの操作圏内にとどめおこうとする考えから、彼らが一歩もでていなかっただけでも考慮にいれておかなければならないであろう。労働者階級を政治的操作の対象とみるこうした態度は、ラッサール派にたいする彼らの拒否的反應にいたってあからさまにされたといつてよい。先述の「ドイツ労働者協会連盟」の発展経緯にも明示されていたように、結局自由派は労働者階級の離反をふせぐことができなかったが、それについて以下の E. Schnaepf の見解はやはり傾聴に値するものであろう。「自由主義の政治的指導者は問題をもっぱら実践的観点からみつめていた。労働者の心をとらえようとした彼らの闘争が挫折したのも、その背後に真剣な社会的意図があったのではなく、たんに利己的な政治目的があつ

たにすぎなかったからである」。^⑨したがって、その後の労働者運動の展開がシュルツェーデーリッチェの眼にも「労働者へのアジテーションはますますすゆゆしいものになりつつある、われわれの政治的経済的發展を危険な方法で脅かしている」としか映じなかつたのも怪しむにたりないのである。

保守主義勢力

この期の保守派が「労働者問題」に多少とも

積極的な関心をしめたのは、プロイセン憲法紛争下に議会自由派との対決が急を上げていた時点においてであった。「保守的社會主義」の首唱者たるワーゲナー (H. Wagnere) が保守派陣営内で特殊な発言力をもちえたことについても、われわれは、「保守党が労働者問題を掌中にできさえすれば、進歩党は万策つきよう」という彼の有名な警告との脈絡において理解すべきであろう。要するに保守派にとつても、「労働者問題」はみずからの政治的後備をととのえるための手段としてのみその意義がみとめられたのであった。^⑩だからこそ、一八六六年の Indemnitätsvorlage の成立以後は、ワーゲナーやマイヤー (R. Meyer) の一派は保守派内ではしだいに忘れられた存在となり、保守派の労働者運動にたいする態度も労働者政党の絶滅という方向に傾いていかざるをえなかつたのである。

ビスマルクの「労働者問題」への関心はどのようであつたらう

か。彼のラッサールとの会談には疑いもなく、ラッサールの現実主義的傾向によせて、議会自由派を挾撃すべき適切な別働隊を労働者運動のなかからひきだそうとする意図がうごいていた。同様のことは、暗に普選権の欽定を示唆した一八六三年一月のブロイセン下院における彼の発言からも、くみとることができよう。その限りではビスマルクにとって労働者階級とは自己の政策上の操作対象でしかなかったわけだが、と同時にわれわれはやはり彼の基本的な労働者観にかんしても考慮をはらっておく必要があるだろう。彼の労働者観を規定するものは、ユンカー貴族としての農民観であった。彼の脳裡には工場労働者すらも東エルベの農民とえらぶところのない下層階級一般としてうつっていた。したがってビスマルクは、労働者階級のなかに農民的な臣民としての意識のつよさを確信し、少くともそれを期待していたのである。彼が普選権の導入に躊躇しなかったのもまさにこの点に原因していたが、しかしまた彼にとつては、臣民を後見すべき *Landesvater* としての義務もそこから導出されてくるはずであった。そして六九年の營業法の制定や八〇年代の社会保険立法はそうした義務の履行に他ならなかった。つまりビスマルクは、労働者階級を国家の監督と後見を必要とする臣民とみなしたのであって、国家生活に主体的に参加しうる権利能力者とは決してみとめていなかったの

である。彼には労働者階級自体への真の理解はかけていた。自主的な労働者運動が社会主義的労働者政党として成長していったとき、ビスマルクの心中ではようやく緊急な処置として「社会主義者鎮圧法」(*Das Sozialistengesetz*) が要請されてきたのも当然の論理であった。^②

社会主義者鎮圧法　ここでわれわれは、この段階における名望家層の労働者運動にたいするネガティブな態度を象徴するものとして、社会主義者鎮圧法に言及しておくことが適切であろう。一八七八年から九〇年までの十二年間、ドイツの労働者運動をおびやかしつつつけたこの鎮圧法の制定は、労働者階級を名望家政治体制のわく外におしとどめんとする、試み以外のなにもでもなかった。鎮圧法の永久化をはかるビスマルクに無条件の支援をおしまなかった保守派はともかくとして、鎮圧法に一貫して反対の立場をおしとおしたのは社民派をのぞけばリヒター (*E. Richter*) にひきいられる一部の左翼自由派にすぎず、しかも彼らといえども一般刑法の強化による労働者運動への弾圧には必ずしも不同意ではなかったわけである。一八八〇、八四、八六、八八年の四回におよぶ鎮圧法の期限延長の議会審議においては、社民派以外のすべての党派は帝国議会でのみずからの権力的地位を有利にみちびくという実践的観点にしたがって動いていた。つまりいずれの

党派にも、社会主義的労働者政党の成長をつうじて表明されていたところの、労働者階級の政治的解放への要求がそれ自体として共鳴をみいだすような基盤はかけていたのであった。¹³⁾

それにもかかわらずこの法のもとでも、労働者運動の発展は頓挫することはなかった。「コルポラ」(Corpora)の名でよばれた秘密組織、選挙活動、非法法新聞『ゾチアルデモクラート』(Sozialdemokrat)の配布、国外での三回の党大会等々がほとんどあますところなく非法化された党の組織活動を十分におこなうほどの機能をはたした。¹⁴⁾ その結果はつぎの数字であらわされる労働者政党の成長であった。鎮圧法の発効時に、党の帝国議会選挙での得票四三七、一五八。議席九、政治関係の定期刊行物四二、社民系組合員五〇、〇〇〇、組合紙一四であったものが、鎮圧法の失効時には、得票一、四二七、二九八、議席三六、政治的定期刊行物六〇、組合員二〇〇、〇〇〇、組合紙四一をかぞえるにいたったのである。¹⁵⁾

かくしてドイツにおける労働者運動は、この弾圧時代を通過することによって、社会主義者の独占的な指導にふくする規律的行動と犠牲的精神と主義への忠誠をはこる運動になりとげた。そしてカウツキー(K. Kautsky)とベルンシュタイン(E. Bernstein)

の手をへてもたらされたマルクス主義の理論も、弾圧体制への敵意にもえる党指導層には一層うけいれやすいものであった。だがその反面、鎮圧法のものでいわば唯一の合法的活動の場をほこりえた帝国議会が、労働者政党にとりますますなくてはならない存在と考えられるようになってきていた事情にも、われわれは盲目であってはなるまい。一八九〇年の総選挙が三六名の社会民主党議員を帝国議会におくりだしたとき、それは議会政党としての労働者政党の定着を意味したのである。がそれだけではない。それはまた、労働者政党が、「真に全国的な政党」(G. A. Ritter)に成長をとげたということ、それに名望家政治体制がおおきく動揺をきたしてきたということ、この二点をも同時に告知していた。¹⁶⁾

① 「労働者友愛会」について本稿は、すなわち F. Baiser, Sozial-Demokratie 1848/49-1863, Textband (Stuttgart 1962) に依拠した。

② 前掲論文上、一〇四頁。

③ 「ドイツ労働者協会連盟」の成立事情の詳細は、H. Ebeling, Der Kampf der Frankfurter Zeitung gegen Ferdinand Lassalle und die Gründung einer selbstständigen Arbeiterpartei, (Leipzig 1931)。連盟の歴史についての新しい文献では、東ドイツ刊行の G. Benser, Zur Herausbildung der Eisenacher Partei (Berlin 1956); K.-H. Leidig, Freiheit, Wilhelm Liebknecht und August Bebel in der deutschen Arbeiterbewegung 1862-1869 (Berlin 1957) の二書が一応参考をなす。

- ④⑤ 前掲論文上、一〇五—六頁。ドイツの労働者政党と第一インタナショナルとの組織的な連携は、きわめて薄弱なもので、こうなれば後者にたいする前者の「精神的」の宣言と、何う程度の関係にすぎなかった。しかしともあれ、フイゼナック派により、労働者インタナショナルイズムが、一国の労働者政党のまったく新しい原理性を誇示するシンボルとして採用されたことは、やはり意義深い歴史性をもっている。それはまた、各連家政治毀階の労働者政党のありかたを、大衆ナショナルイズムの渦中であつた、大衆民主主義毀階の労働者政党のありかたから、區別する有力な指標でもあつた。S. W. Armstrong, 'The Internationalism of the Early Social Democrats of Germany', in: *The American Historical Review*, Vol. XLVII (1942), p. 245 ff.
- ⑥ H. Grebing, *Geschichte der deutschen Parteien* (Wiesbaden 1962), S. 12.
- ⑦ E. Schraepfer, *Linkliberalismus und Arbeiterschaft in der preussischen Konfliktzeit*, in: *Forschungen zu Staat und Verfassung* (Berlin 1958), S. 388; cf. W. Gagel, *Die Wahlrechtsfrage in der Geschichte der deutschen liberalen Parteien 1848-1918* (Düsseldorf 1958).
- ⑧ *シカドニョールマンチゴロベラ* Schraepfer, op. cit., S. 390 ff.; cf. Grebing, op. cit., S. 16 f.
- ⑨ Schraepfer, op. cit., S. 399, 400.
- ⑩ Gagel, op. cit., S. 29 ff.; Grebing, op. cit. S. 51.
- ⑪ *ユクベニョウ「労働者問題」のいこびり以下参照*。H. Rothfels, *Bismarck's Social Policy and the Problem of the State Socialism in Germany*, in: *The Sociological Review*, Vol. 30 (1938), p. 81 ff., 288 ff.; G. A. Rein, *Die Revolution in*

der Politik Bismarcks (Göttingen, Berlin, Frankfurt 1959), S. 108 ff., 292; K. E. Born, *Sozialpolitische Probleme und Bestrebungen in Deutschland von 1848 bis zur Bismarckschen Sozialgesetzgebung*, in: *Vierteljahrschrift für Sozial-u. Wirtschaftsgeschichte*, Bd. 46 (1959), S. 29 ff.

⑫ Grebing, op. cit., S. 123. 社会主義者魏王法と各政党の議会内外への動員は、W. Paack, *Das parlamentarische Ringen um das Sozialistengesetz Bismarcks 1878/90* (Düsseldorf 1961) 参照。

⑬ 前掲論文上、一〇六—一〇七頁。最新の史料的文獻といふは、Die Vaterlandlosen Gesellen, Bd. I, hrsg. v. R. Höhn (Köln u. Opladen 1964)

⑭ F. Mehring, *Geschichte der deutschen Sozialdemokratie*, Bd. II (Berlin 1960), S. 674.

⑮ 拙稿「ドイツ社会民主党と帝國議會対策」『西洋史学』第六四号、昭三九)；G. A. Ritter, *Die Arbeiterbewegung in Wilhelminischen Reich*, 2. Aufl. (Berlin 1963), S. 10 ff.

二 大衆民主主義的状况の醸成と労働者運動

1 労働者運動の巨大化

社会民主党 一八九〇年にふたたびその合法的基盤をとりもどした労働者政党は、この年のハレ党大会で正式に「社会民主党」(die Sozialdemokratische Partei)を党名として採択し、以後二十数年におよぶ上昇発展の途へと足をふみだした。ごきにかかげたつくつかの数字は、党の発展のおおむそのとくみをわれわれに知

らせている。党員数の公式記録は一九〇五年までではなく、〇六年より、毎年報告されるようになったが、それによれば三八・四万（一九〇六年）、七二万（二〇年）、一〇八・六万（二四年）と年ごとに増加していた。つぎに帝国議会選挙における得票数は、

一八九三年	一、七八七、九八九票（全有効投票中 二三・三%）
一八九八年	二、一一三、〇七三票（ 二七・二%）
一九〇三年	三、〇一〇、四七二票（ 三一・七%）
一九〇七年	三、二五九、〇一〇票（ 二九・〇%）
一九二二年	四、二五〇、三九九票（ 三四・八%）

で、一二年選挙には一一〇名の当選者をだし名実ともに第一党になつていたことは周知のとおりである。また党財政の状態ということになれば、たとえば党幹部会（管理する資産の概算高（単位百万マルク）は、二六・二八九一年、五〇（一九〇〇年）、一〇七（一九〇五年）、一四六（一九一〇年）、二〇四（一九一三年）と計上されてきた。このほか党に直属する新聞は一九一四年には九四紙（その九五・七%が週六日発行）にのぼり、一二年現在これらに予約購読料を支払った人は一、四七八、〇四二名にたつていたという。

以上に列挙した数字はすべて社会民主党の巨大化をうらがきするものであったが、それは党組織のうえにどのような影響をおよぼしたであろうか。ひきつづきわかれわかれはその点をたどりたいと

おもうが、党組織の個々の場合についてはすでに記した研究ノートにゆずらざるをえないだろう。

ひと言で要約して、この時期、具体的には一九〇五ないし〇七年頃に社会民主党は、大衆・統合政党型の組織政党への成熟を完了したといふことができる。そのための外的条件は、一九〇〇年以降に各種の結社規制がとかれ自由な組織化が可能となつたときに、まずあたえられたのである。一九〇四、五年の機構改革で地方組織の基礎単位は「選挙区協会」(Wahlkreisverein)と定められ、各党員直属の「支部協会」(Ortsod. Filialverein)などの末端組織を糾合するものとして、地方における党の政治的重心という地位があたえられた。この「選挙区協会」を数個あつめたさらに上位の組織が「地区連盟」および「邦連盟」(Bezirks- und Landesverbände)で、選挙運動の効果的遂行を主要な目的としておかれたものにならず——ただし南ドイツでは中央との対決のための邦組織の結集という意味もこい——地方組織とは「選挙区協会」の幹部会または「区会議」(Kreisversammlung)をつうじてつながるだけであった。党の中央機関は、党大会・党幹部会それに非公式ではあるが帝国議会議員団の三者からなつていた。幹部会の選出は党大会がおこない、しかも党大会の代議員を決定するのは各選挙区の「区会議」の権限であつたから、一般党員はわずかに帝国議会議員の候補者

指名に参加することで中央と、しかしやはり間接的に接触することができただけであった。

社会民主党がこの三階級に区分しうる壮大な組織を内蔵するにいたったとき、そこにおのずから中央集権的傾向がたち現われてきたのも当然であつたろう。党の中央集権的組織構造をしめすメルクマールを指摘するならば、すべての選挙区における党員と組織形態を貫く劃一化された制度(党費・党員手帳ほか)、党本部による地方組織への活動資金の分配、地方組織の党本部にたいする規則的な報告の義務、幹部会による党書記の任命などがそれにあたる。そしてこれに平行して、各レベルでの複雑かつ専門化した党業務の蓄積は、党内に官僚化の傾向をうみださずにはおかなかつた。党幹部会にその任命権が帰属する党書記は、二七(一九〇七年)、四一(一〇八年)、六二(一九〇九年)、八四(一九一二年)と漸次増員されていった。また各組織の指導部の選出にあたって行政事務的能力が重視されたことは、指導部の留任¹⁾固定化をまねくとともに一層彼らを行政事務員的な存在と化する結果になった。このようにして、党幹部会を頂点にそこから下降する党書記アバラトをとおして官僚的中央集権的統合が機能していったとき、社会民主党の大衆²⁾「統合政党史の完成はなつたものと結論できるであらう。しかし、最後に一言注意しておくならば、たとえ社会民主党がそうした官

僚的な中央集権的組織構造をとるようになったとはいえ、それになにも党において上部機関にむけて下からはたらきかける余地が全然残されていなかったことを意味したわけではなかった。党大会その他を活用して指導部の行動に圧力をかけることは事実可能であつたし、また党内のあらゆる流派の形成を圧殺するほど上からの規律・統制も強力なものではなかつたのである。このことは、ヴァイマル期にはいってあらたに登場する統合政党史、つまりナチスや共産党との対比において記憶しておくべき事柄であらう。³⁾

自由労働組合 一八九〇年代以後のドイツにおける労働者運動のそれ以前と区別される最大の特徴は、ことわるまでもなく、労働組合運動の爆発的な発展にあつた。そもそも、ドイツの労働組合運動は、社会主義政党史の圧倒的な影響のもとに形成され、少くとも一八七八年頃までは、党にまったく従属する政治運動の予備軍といった地位をほとんどでていなかった。しかしそれも、一八九〇年一月のベルリン会議で「ドイツ労働組合総務委員会」(die Generalkommission der Gewerkschaften Deutschlands)が組合間の連絡・統合機関として設置されるにおよんで、労働組合運動のあらたな興隆への一石がおかれることになった。すなわち、レーギン(C. Legien)を議長とするこの「総務委員会」の統率のもとに、自由労働組合(freie Gewerkschaften)の名でよばれる、

社会民主党とならぶ労働者の巨大な組織体がようやく形成されるはこびとなったわけである。もっとも、「総務委員会」が自主的な組合政策と中央集権的組織体制を主張して各加盟の全国組合のうねにたつ権威を要求したことについては、いわゆるローカリスト（der Lokalist）をはじめとする金属系組合などの大組織の激しい反対もあった。が、やがて一八九〇年代後半における景気の回復もさいわいして、「総務委員会」の指導性への認識がたかまり、九年の第三回組合大会では「総務委員会」を頂点とする中央集権的組織体制はもはや動かしがたい事実として確認されることとなつたのである。^③

自由労働組合の集権化された内部機構は、あらまし以下のようであった。一般に加盟の各組合は職種別ないし産業別の全国的な「中央連盟」（Zentralverband）に結集しており、その内部には中央幹部会・総会——地区指導部・同評議会——支部団体といった形態の強固な中央集権制がしかれていた。各「中央連盟」は、三年ごとの全組合大会への出席と、それに「総務委員会」の諮問機関である「労働組合委員会」（Gewerkschaftsausschuss）の構成員一名の派遣を義務づけられた。組合大会への代議員数は、すべての「中央連盟」について六名を限度に傘下の組合員三千名に一人宛のものときめられた。「総務委員会」は組合大会の選挙によつた

が、その成員数は一八九四年大会時の五名から逐次増員されていった。^④

右のような機構によつた自由労働組合は二十世紀にはいるにおよんで規模においてイギリスを凌駕するヨーロッパ最強の組織体へと成長をとげた。たとえば組合員数では、二二七、〇三三（一八九二年）、一、〇五二、一〇八（一九〇四年）、二、五五九、七八一（一九二二年）のいうようにとりわけ世紀の転換期以降の増加率が著しかった。あるいは財政規模にかんしても、一八九三年度決算では収入二、二四六、〇〇M、支出二、〇三六、〇〇〇M、「中央連盟」の資産合計八〇〇、〇〇〇Mと報告されていたのにたいし、一九一三年の決算は収入八二、〇〇五、〇〇〇M、支出七四、九〇五、〇〇〇M、資産額八八、〇六九、〇〇〇Mを計上し、組織の巨大化をうかがわせていた。ただしこうした組織の発展に並行して加盟の「中央連盟」が一八九一年の六一から一九一三年の四七に減少していたことは、組織統合の進展をしめすものとして注目されるところである。^⑤

しかしわれわれにとり、組合組織の巨大化に随伴する現象としてもっとも注意をひくものは、組合官僚機構の成立とその肥大化であろう。そのより、具体的な根拠についてはつぎのような Ritter の記述が要領をえている。「小都市や農村にすむ労働者を

つかむためのアジテーションの密度をたかめる必要性、ストライキを成功裡に遂行するうえに必要とされる専門的知識の集積、わけても、組合保険制度の完備による管理業務の肥大化、こういう事実柄が組合専従役員の飛躍的増大をまねいた本質的要因であった。^⑥現に「中央連盟」に勤務する専従役員の総数は二六九(一九〇〇年)より二、八六七(一九四年)にふえており、これを平組合員一万にたいする割合に換算すると、三・九五(一九〇〇年)、六・四五(一九四年)、一一・一三(一九四年)という結果をしめしたのである。この傾向は「総務委員会」の場合について一層よく確認しうるであらう。そもそも「総務委員会」はその当初においては専従職を議長レーギエンについでだけみとめていたのであったが、一九一四年になると専従役員一七名、助手七名、外国語新聞の編集員二名、それに外勤の組合書記八名をかかえこむ状態になっていた。さらに社会民主党の組織の発展を論じたおりに、党指導部に官僚化の傾向がたちあらわれていた事情にふれたが、自由労働組合の内部に形成された官僚機構はその規模においても精密さにおいてもはるかに社会民主党のそれをしのいでいたのである。^⑦

以上われわれは、社会民主党と自由労働組合をとりあげて一八

九〇年代以降における労働者運動の発展のあとをたどり、あわせて中央集権化や官僚化といった現象にあらわれていた労働者運動の形態変化の点にも関説してきた。しかしなによりもここでわれわれが躊躇なく断言できることは、そのような労働者組織の長足な進歩によってドイツにおける労働者階級が政治化のための本質的な条件をみたされることとなった、ということに他ならない。そこで次章でわれわれは、社会民主党と自由労働組合による労働者階級の政治化の実態にさぐりをいれてみようとおもうが、なお同じくそこからひきおこされてくる労働者運動自体の内容的変容の問題にもおよぶかぎりふれてみたい。

2 政治化の進展と労働者運動の変容

労働者階級の生活条件の変化 政治化の実態にはいる前に、労働者階級の一般的な境遇についてみておく方が好都合であらう。さてこの時代ドイツにおける労働者運動は、その綱領的見地を社会民主党の「エルフルト綱領」(一八九一年に採択)によってあたえられていた。当時マルクス主義のもっとも純粹な体現と考えられていたこの「綱領」は、もとより資本主義社会のもとの労働者階級の境遇について「窮乏化」という見通しになっていた。社会主義による労働者階級の全面解放はいわばこの見通しの論理的帰結であった。だが世紀末以後にドイツがむかえた経済的繁栄は、

《労働者階級の実質賃金の変化》

期 間	一般労働者	労働貴族
1874—1894年	100.0	100.0
1894—1902年	102.0	111.0
1903—1909年	106.1	116.6
1909— 1913/14年	105.1	113.2

「綱領」のくだした「窮乏化」の予測を明らかに裏切るもの、むしろそれは逆の変化を労働者階級の生活条件のなかにうみだすこととなった。実質賃金の上昇はその好例であるが、ここではさしあたりJ. Kuczynski^⑧の算出した結果を表でしめしてみた。しかしこのほかにも、労働者階級の生活条件の改善を裏書きするようなより、一般的な指標もいくつか指摘するところが可能である。ひとつに、ドイツの場合一人あたりの貯蓄高および預金者の人口比率は、一八八〇年と一九〇〇年とをとりみるとおよそ七割をうわ回る増加をみていた。別の事実では、各種食料品の一人ごとの消費が一八九〇年代以降においてはつきり増量していたことが目につく。あるいは都市労働者の住宅事情の改善は、いわゆる過密入居の部屋が激減していたことからして明白である。死亡率の低下や海外移住の急減傾向も、間接的ながら労働者階級の生活条件の変化を暗示するものとしてかぞえあげることができよう。^⑨

ともあれ以上に記した諸点は、いずれも「エルフルト綱領」のたてた予測とはちがった変化が労働者階級の生活環境にきざして

きていたことをうかがわせているのである。おそらくこの変化は労働者階級の意識にもはねかえり、現実の社会にたいする彼らの帰属感を深めさせていったに相違ない。この時期について労働者階級の主観的中産階級化がしばしば強調される所以である。このような一般的な背景を念頭におきながらつぎにわれわれは、労働者階級の政治化の実態を追求することにしよう。

社会民主党と政治化の進展

労働者階級の政治化を問題にする場合、第一にあげるべきは帝国議会における社会民主党の代表的機能であろう。通常、帝国議会選挙に際しては労働者階級に属する人々の少くとも三分の二は社会民主党候補に投票したとされている。^⑩しかし周知のように、労働者階級の社会的意識が社会民主党の議員をつうじて帝国議会の立法過程にそのままのかたちで表出せしめられる可能性については、帝国議会自体の権力的地位・院内の政党関係などさまざまな理由からおおきな限界がおかれていたことは確かである。それゆえにまた、フォルマル（G. v. Vollmar）のような人物の口からさえ「帝国議会は、原理的大問題を決定し、政策の一般的精神を確定する場所なのである」といった言葉もきかれたのである。とはいうものの一八九九年と一九〇〇年の社会保険法改正や一九一三年の租税法案などに賛成投票した社会民主党の個々の議会活動をたどっていくならば、やはり

社会民主党が労働者階級の利益代表としてもっていた現実的な役割に気づかざるをえない。少くとも労働者階級にとっては、帝国議会の普通選挙権は社会民主党の存在があつてはじめて自己の政治的態度を主体的に表現するための現実的手段となりえたのだつた。ところでわれわれはさらに、邦および市町村議会での社会民

主党の活動に注目する必要がある。社会民主党の地方議会への進出はすでに鎮圧法時代にはじまっていたが、一九一三年の時点では全国二二の邦議事に二三名、五〇九の市議事に二、七五三名、二、九七三の町村議事に八、九二八名の党議員がそれぞれ席を占めていた。¹²⁾まさに、労働者階級の代表が国家機構の内奥にくまなく滲透していた実情をみるべきである。そこでは、選挙法改正といった憲法上の問題から小売物価の安定といった日常的問題におよぶまでの多岐にわたる立法活動が要求されたうえに、問題がそれぞれ部分化されその解決に政治的立場の直接的反映を必ずしもともなわない傾向にあつたから、社会民主党議員の提案が採択される機会もけつして少くはなかつた。なかでも社会政策上の立法活動は、社会福祉の増進（住宅問題の解決、保険制度の拡充……）や労働者階級の社会的同権化（労働者会議所、労働紹介所の設置……）といった方面で相当な実績をあげていたのである。労働者階級の利益は邦以下の地方議会でもより実質的に代表されていたといえよう

——むろん、実際に選挙法改正にも成功した南ドイツとプロイセン等の北ドイツとは事情がかなり違つてはいたが。¹³⁾こうして社会民主党は、労働者階級の政治への主体的参加を大幅にうながすこととなつたのである。

自由労働組合と政治化の進展 労働組合による労働者階級の

政治化が社会民主党の場合とその様態をやや異にしていたことはいうまでもない。まず注目されるのは、地方自治体段階での自由労働組合の多様な利益代表的活動である。たとえば営業裁判所の陪席員、社会保険の調停裁判所における労働者側陪席員、インヌングの職人委員会および手工業会議所における代表者、自治体労働紹介所の労働者側代表者等々はいがいは労働組合から直接おくられていて、労働者側の利害がひとしく自治体の職業代表機関に反映されるように努力がされていた。九一年の営業法改正で権限を強化された「営業監督官」(Gewerbeinspektoren)も、組合側との緊密な連絡やその協力があつてはじめて、労働者保護というみずからの機能を十分にはたすことができたのである。ともあれ国家的社会政策のもろもろの成果は、自由労働組合の活動をつうじて確実に労働者の手もとにもたらされたといつてよからう。¹⁴⁾

同様な意味で特筆すべき事柄は、自由労働組合の手で創設された「労働者書記制度」(Arbeitssekretariat)であらう。「労働者書

「書記官」の職務は、社会立法の充実によって複雑・多様化した法律問題や職業上の係争問題について労働者側の相談に応じ、的確な勧告をあたえたりもしくは依頼人にかわって法律行為をおこなうというのが、その主要なものであった。「書記官」への照会は無料、依頼資格もとくにもうけられていなかったで、彼らのあつかう仕事への需要は年々まし、一九一四年には全国で一三〇名の「書記官」がその業務にたずさわるようになっていた。要するにこの制度によって労働者ははじめて、自己の個人的懸案の解決にあたって、外部にたいし対等な立場でたちむかえる現実的基盤を獲得することができたわけである。実にそれは、「個々の労働者にたいする労働者組織の社会的責任感覚を象徴するもつとも興味ある実例」と形容されるにふさわしい制度であった¹⁵。

このほか自由労働組合が、労働者階級の利益ができるだけ公的機関において顧慮されるように、「労働者書記官」の所轄官庁との頻繁な接触や自治体労働紹介所への積極的な協力などをつうじて、行政当局との協調的關係に不断に意をもちいていた事情にも、われわれは不注意であってはならないであろう。

以上の叙述で明らかのように、政治的次元に同権的要素として登場するという意味における労働者階級の政治化は、社会民主党

および自由労働組合の、前者はおもに立法機関での、後者はおもに行政機関での、それぞれの活動により著しく促進された。確かにもはや労働者階級は、政治の背後に放置され、ときに統治者階級（名望家層）の目的のために操作されることでわずかにその存在理由をしめしえた、そうした政治的客体としての地位にあまじくはないなかった。いまや彼らは他の社会層とあい競つてみずからの社会的意思を実現するために、政治の圏内に独自の要求をかかげながら、まさしく政治的主体として進出していったのである。しかしここでわれわれは労働者組織の発展が労働者階級の政治化にはたしたところの、そのような役割にだけ目をうばわれていてはならないであろう。

われわれは、労働者階級の政治化がとりわけ地方政治の段階で労働者階級の社会的同権化と表裏しておし進められた事実にまず留意する必要がある。つまりそこでは社会民主党も自由労働組合も、労働者が社会生活の全域に平等な一員としてくわわっていくうえで有効なテコに他ならなかった。そして「営業監督官」と組合および党関係者との緊密な協力体制、「労働者書記官」の半ば公共的性格の活動、行政当局と組合組織間の多様な接触などといった事態は、おそらく公的機関の「無党派性」にたいする労働者の信頼をたかめるのにおおいに役だっていた。だが労働者組織

が労働者階級に意味したものは以上につぎたのではない。社会民主党付属のさまざまな非政治的クラブ組織（体育協会、合唱団、乗馬クラブ）や教育・文化機関（成年学級、劇団運動）は、労働者の日常生活をあらたに市民的な色彩でうるおわせていた。¹⁰自由労働組合の各種の教育施設、失業共済金庫をふくむ組合保険制度の完備（一八九一—一九二二年の期間にこの種の支出は組合闘争資金を二割がたうわ回った）、賃金協約をはじめとする安定した労働条件確保のための使用者側との積極的折衝、これらはいずれも組織労働者の安定した社会生活を保証するものであったろう。¹¹

かくしてこれまでのべてきた諸点をふり返って総合してみるならば、労働者階級の政治化、という労働者組織の発展によってもたらされた現象のかけにはその同じ契機にうながされて労働者階級のいわゆる体制内化の状況がたち現われていた事実には、われわれはきづかざるをえないのである。むしろその背後には、十九世紀末以降の経済好況による労働者階級の生活条件の向上というより、一般的な事情があった。したがってその意味では組織労働者の生活と意識こそ屈折・変容のもっともはなはだしいものであったといえる。かつては「攻撃選抜隊」（エンゲルス）とさえいわれた社会民主党员の労働者たちも、その意識はすでにブルジョア社会の主体的構成員のそれとさしてかわりはしなかったのである。¹²もし

てこうしたなかで、労働者運動の指導層内部にも「組合主義」「改良主義」「修正主義」の三つの新しい傾向が台頭しはじめていた。以下われわれは、労働者運動の変容の一環として右の三者に注目していきたいとおもう。

組合主義 自由労働組合の指導者たちが主張した立場で、それはさしあたり二つの点で独自の方向をうちだしていた。その第一は政党運動と明瞭に区別される組合運動の行動規程であった。つまり「総務委員会」結成直後はやくもレーゲンが提唱していたように、労働組合の主要課題はあくまで資本主義的経済秩序のわく内における労働条件の改善にあるとする立場であった。現に一八九〇年代をつうじて組合指導者が労働組合の「政治的中立」を主張して社会民主党的伝統的イニシヤティヴから脱しようとしてきたのも、あるいは組合的利益のためにはブルジョアジーの代表者や行政当局とも積極的に協働するという姿勢にあったのも、そのあらわれに他ならなかった。そこで当然組合の内部では、社会主義社会への長期的展望をふまえたアジの活動や抗議運動よりも日常の必要に応じた実利主義的行動が重んじられるようになっていった。後述の「修正主義」にまとわる理想主義的傾向に組合指導者は露骨に冷淡であったが、それも右の点からすればさして驚くにはあたらないであろう。「組合主義」の第二の立場は「D.:

Organisation ist alles》の一句に要言してさしずめ組織至上主義とでもよぶべきものである。そこでは、組合組織こそ使用者側との唯一の対決手段であるとする実践的観点に、組合指導層の官僚化と組織のアパライト化にともなう組織保全の自己目的化という事情が交錯していた。かくして一九〇五年の組合大会は、おりから社会民主党によりその実効性が公認されつつあった大衆ストライキについてそれを討議すること自体に反対して、組合組織を危険にさらすような一切の革命戦術をしりぞけるといふ立場をあらさまにした。^②

自由労働組合の指導者たちは、一九〇六年のマンハイム党大会で社会民主党との対等な立場をかちとって以来、労働者運動内部の急進グループを抑圧するためにしばしば党幹部会をつうじて党内に逆に圧力をかけていくこととなった（一九〇七—〇九年のメーデー問題や青年運動問題を想起せよ）。「組合主義」の現実的帰結は、組織力を背景に党幹部会の挙措をつよく規制した「総務委員会」の無言の圧力であった。^③

改良主義 この立場がひとつの運動路線として提起されたのは、周知のフォルマルのエルドラド演説（一八九一年）においてであった。しかしたびたび指摘されているように、すでに「エルフルト綱領」そのもの——その最小限綱領の部分には、最大限綱領の

革命的思想とは何らの内的関連もなく、一連の改良主義的要求がかかげられていた——から「改良主義」の立場は論証されてこざるをえなかったのである。フォルマル自身が部分的改良の推進と「綱領」の思想との無矛盾性を強調してやまなかったことはともかくとして、社会民主党の指導者たちがとりわけ地方政治の段階で当面は「綱領」の最小限綱領にそくした部分的改革の達成に満足しなければならなかったとき、多忙な日常の実践活動にまぎれて「綱領」の革命主義は彼らにとり次第に現実味のうすれた問題になっていた。なかでも部分的改革の可能性がひろく存在した南ドイツでは、バーデンの大ブロック政策、数度の予算協賛、選挙協定の締結など明らかにブラクティカルな観点が革命的理論への関心を後景にしりぞかしめる状況を呈したのである。以上の関連から、われわれは、帝国議会から地方議会への党活動の拡大と、その重心の移動という事実のうちに、「改良主義」の党内渗透の本質的根拠をみいだすことができるであろう。なおしかし、帝国議会にあって党議員の増加にしたがって原則的・非妥協的態度が後退していかざるをえなかったという G. A. Ritter の指摘にも、考慮をほらうべきではあるが。^④

「改良主義」をささえたとおもわれるいまひとつの基盤は、党組織のアパライト化によって準備された。さしむきここでは、役

づき黨員の生活向上と彼らの急進的戦術にたいする反感、官僚的党務に忙殺された指導者層の社会主義の全体性への視野の喪失、の二点をあげておけば十分であろう。党組織の各階梯に活躍する党役員たちの思考・行動様式も、理論より現実を、革命的変革より部分的改革を、といった「改良主義」に共通したそれに近かったのである。ただしとつだけ注意しておくならば、「改良主義」はどこまでも社会民主党の現実からうみだされてきたものなのであって、たとえば組合指導者が労働組合の「政治的中立」を唱えた際にはアウエル (Euler) のごとき改良派の重鎮でさえそれをはげしく批判してやまなかったように、もともと非政治的志向性を内在させていた「組合主義」とはけっして混同してはならないであらう。

修正主義 さて党活動の全面をようやくおいはじめた「改良主義」の趨勢は、やがてベルンシュタインによる「エルフルト綱領」とりわけその革命的理論への修正をよびおこすこととなった。「修正主義」は、ベルンシュタイン自身のべていたように党活動の現状をそのまま理論化することによって、「理論と現実、フレーゼと行動との統一」の回復をはかったものであった。だが、「修正主義」の提唱は、『社会主義月報』(Sozialistische Monatshefte) に参集した党インテリたちからの熱烈な支持を別に

すれば、社会民主党内全体としては必ずしも積極的な共鳴をみだすまでにはいたらなかった。ペーベル、カウツキーの中央派を主力とするアンチ「修正主義」の気運は、一九〇三年ドレスデン党大会にて頂点にたつた観があった。しかも一見いかにも意外におもわれるようだが、実は改良派の人々のあいだでもこの「修正主義」はけっして満足のいくようなあつかいはうけなかったのである。およそ理論闘争そのものに感覺的な嫌悪をいだいていたといわれるフォルマルらの改良派の面々には、ベルンシュタインの理論家としてのいきかたは直ちに同調するわけにはいかなかった。むしろ彼らの現実的感覺よりすれば、社会民主党のごとき伝統ある大衆政党にとっては「綱領」にもられたマルクス主義の革命的 세계観こそ、その存立のための精神的支柱として欠かすことのできないはずのものであった。ともあれわれわれは「修正主義」の問題性がある論者のつぎのような言葉をもつていづくせるものとおもうのである。「修正主義者は、伝統的イデオロギーの機能が労働者運動にたいしてもっている積極的な意味(統合的機能)をたたく評価できなかった」(カッコ内——筆者)。

確かに「修正主義」自体への党の批判は、一九〇七年総選挙での惨敗以来おおく後退していった。そしてベルンシュタインが高調していたそのとおりに、社会民主党は「民主的社會主義的

良政党」への過程を著実につめていた。それにもかかわらず、党の頭脳は『新時代』(Die Neue Zeit)の理論家の指令にしたがってはたらきつづけた。その一半の理由が右のようなものであったにしろ、しかし現実には、「修正主義」が「エルフルト綱領」に最終的にとつてかわりうるためには、ドイツ帝国の憲法体制はあまりにも非民主的基調に貫かれていた。こうして「修正主義」は、ひとにぎりの真摯なる、しかし『新時代』紙のカウツキー派ほどの影響力はもちえなかつたインテリたちの、原理的立場といった性格をぬけることができなかつたのである。

「組合主義」「改良主義」「修正主義」といったかたちで表面化していた、一八九〇年代以降における労働者運動の指導層内の新しい動きはおよそ以上のものであった。もちろんわれわれは、こうした動きとりわけ「修正主義」の出現に触発されてルクセンブルク(R. Luxemburg)を中心とする新左翼の集団が分出していたことも、しらなくてはならない。しかし彼らが大衆ストを基軸に革命的闘争体制を組もうとしたとき、もはやその戦術的基盤は少くとも社会民主党や自由労働組合をささえた労働大衆のなかには存在しなかつたのである。ヴァイマル期の共産党へ傾いた社会層についていわゆる「第五階級」という用語が慣用化しているのは、

この意味できわめて示唆的であるといわなければならない。⁸⁵
 すでに限られた紙数もわずかになったので、最後に名望家層内部における労働者運動への新しい対応姿勢をごく簡単に素描して、本稿をしめくくることにしよう。

3 名望家層の対応の変化

世紀の転換期を前後して名望家層の内部にきざしてきた、労働者運動にたいする新しい姿勢は、およそ三つの問題についてみとめることができる。そのひとつは国家的社会政策の進展である。

この時期の社会政策は、周知のヴィルヘルム二世の二月勅令(一八九〇年二月)にもとづいて実施されたが、皇帝の立場自体にはビスマルクの労働者対策をこえるような新鮮な姿勢はさほどうかがえなかつた。むしろ注目すべきなのは、政策担当者たるベアレプシ(H. H. Frh. v. Bartsch)やポザドウスキー(A. Gr. v. Posadowsky-Wehner)の活動であった。とくに新航路をになう主要人物たる前者は、労働組合を労働者の代表団体として、法的に認可することを究極目標に労働者階級の利益代表という面での同権化に立法の力点をおいた。営業裁判所制度やプロイセン鉱山法(九三年一月発効)などはその部分的成果であつたろう。労働者をたんに国家の監督・後見の対象とみていた従来の政府当局の立場から解放されていたベアレプシは、しかし結集政策の登場とともに

に失脚せざるをえなかった。九九年末に社会保険法改正をもつて社会政策を再開したボザドウスキーにしても、やはり労働者階級の社会的同権化という視点が本質的であったことをわれわれは無視してはならないであろう。^②ところでブルジョア政党にあってもこういった国家の上層官僚内の新傾向に符合するような政策の転換がみられた。労働者保護立法の拡充と労働者団結権の無制限容認は、この時代に中央党の基本的主張となっていたし、自由派政党についても、九四年の自由思想家人民党の社会政策綱領やナウマン (F. Naumann) の諸般の活躍等に代表されるように、積極的な労働者対策がその政策体系の基幹部分をなしつつあった。^③

さて第二の問題は弾圧思想の後退とみなしうるような状況の定着である。すなわち一八九〇年代につごお三回におよんだ労働者運動への弾圧立法のくわだて——九四、五年の「転覆法案」、九七年の「プロイセン結社集会法改正案」、九九年の「工業労働関係保護法案」の三者——がいずれも失敗にきしたという事実がそれである。とくに「懲役法案」として悪名のたかい九九年の場合は、世紀末の帝国議会がもはやあの一八七八年当時の帝国議会にはけっしてもどりえないことを、いわば最後の確認せしめる結果におわった。要するに三法案の不成立という事実のうちにわれわれは、労働者運動とあくまでも同一の法的基盤にたつて競合していこうとする体

勢が名望家層のあいだに次第につよめられつつあった有様をよみとることができるのである。^④

名望家層の対応の変化として当然考慮に値する事柄に労働協約の問題がある。一九一三年にはやくも一〇、八八五件の締結がつたえられているこの労働協約こそ、使用者側が率先して労働組合にたいしおなじパートナーとしての資格を承認する方向に動いていた経緯を如実に物語るものといつてよいだろう。^⑤

この時期のドイツについて、労働者階級にたいする名望家層の態度というものを全体的に観察してみるならば、たとえばプロイセン三級選挙法などが示しているようなおおきな限界をそれがふくみもつていたことは疑う余地もないわけであるが、しかしわれわれは、右に記したごとき変化の兆候がすでにあったという事実にごそ、大衆民主主義的状況の醸成期のドイツを特徴づけるひとつの契機をよみとることができるとおもふのである。

① Th. Nipperdey, Die Organisation der deutschen Parteien vor 1918 (Düsseldorf 1961), S. 319; A. J. Berlan, The German Social Democratic Party, 1914-1921 (New York 1949), p. 348; Ritter, op. cit., S. 58 ff., 228 ff. (Anh. I)

② 前掲論文上 一〇七—一四頁。党書記にかんする数値は、C. E. Schorske, German Social Democracy 1905-1917 (Cambridge, Massachusetts 1955), p. 126. したがった。

③ 以上の経過については Ritter, op. cit., S. 113 ff., 150 ff.; H.

- J. Varain, *Freie Gewerkschaften, Sozialdemokratie und Staat* (Düsseldorf 1966), S. 10 ff.
- ④ H. Herkner, *Die Arbeiterfrage*, Bd. I, 7. Aufl. (Berlin, Leipzig 1921), S. 260 ff., 275 ff.; Ritter, op. cit., S. 152.
- ⑤ Varain, op. cit., S. 35 f., 58; Ritter, op. cit., S. 116.
- ⑥ 本編附録『レーン現況』(昭和二十九年) 一三〇—一三二頁。
- ⑦ Ritter, op. cit., S. 169-70. 組合員係数構成表のレーン一般の記号を参照せよ。R. Michels, *Zur Soziologie des Parteiwesens in der modernen Demokratie*, Neudruck d. 2. Aufl., hrsg. v. W. Conze (Stuttgart [1957]), S. 286 f.
- ⑧ 専断支配の継ぎ手 Ritter, op. cit., S. 170. (u. ann. 122) によつて。cf. Varain, op. cit., S. 59; Michels, op. cit., S. 266; Herkner, op. cit., Bd. I, S. 265 ff.
- ⑨ H. J. Marks, *The Sources of Reformism in the Social Democratic Party of Germany 1890-1914*, in: *The Journal of Modern History*, Vol. XI (1939), p. 341. 45-55頁。
- ⑩ W. J. Ashley, *The Progress of the German Working Classes in the last Quarter of a Century* (London, New York and Bombay 1904), 262-263頁を参照せよ。
- ⑪ cf. R. Blank, *Die soziale Zusammensetzung der sozialdemokratischen Wählerschaft Deutschlands*, in: *Archiv für Sozialwissenschaften und Sozialpolitik*, Bd. 20 (1905), S. 517 f., etc.; Ritter, op. cit., S. 77 f. (ann. 136).
- ⑫ R. Jansen, *Georg von Vollmar* (Düsseldorf 1958), S. 54.
- ⑬ Ritter, op. cit., S. 232 f. (Anhang III, IV)
- ⑭ 社会民主党の崩壊と市会本議院化の過程について推測するものは、Ibid., S. 209 ff.; Jansen, op. cit., S. 51 ff., 63 ff.; G. Kotowski, Friedrich Ebert, Bd. I (Wiesbaden 1963), Kap. III, IV.
- ⑮ Ritter, op. cit., S. 155f. (insbes. ann. 39)
- ⑯ Ibid., S. 166 ff. 「労働者階級」の従来の定義を参考せよ。トムヤンの著によつて Kotowski, op. cit., S. 75 ff. を参照せよ。
- ⑰ Ritter, op. cit., S. 218 ff.; Michels, op. cit., S. 276 f. にも「レーン文化運動」ともして「レーン文化」(Verbürgerlichung)の問題をとり扱つた観察がみられる。トムヤン、興業年次文庫によつて H. De Mann, *Zur Soziologie des Sozialismus* (Jena 1927), S. 181 ff.
- ⑱ Ritter, op. cit., S. 223, 157 ff., 161 ff.; Herkner, op. cit., Bd. I, S. 271 ff.
- ⑲ 社会民主党員の社会的構成についてツマク (R. Michels, *Die deutsche Sozialdemokratie*, in: *Archiv f. Sw. u. Sp.*, Bd. 23 [1906]), insbes. S. 509 ff., 555) によつて「工業労働者のレーン文化」は接離である。接離を参照せよ。トムヤン、興業労働者の一般の保身性については Michels, *Soziologie*, S. 276 ff., S. 491, 515 f.
- ⑳ 労働組合の「体制的存在」についての性格を「政治的中立」の問題として Varain, op. cit., S. 18 ff., 43 ff., 54 f.; Michels, *Sozialdemokratie*, S. 490 ff.; Ritter, op. cit., S. 170 ff.; W. Hirsch-Weber, *Gewerkschaften in der Politik* (Köln u. Opladen 1959) S. 5 ff. 「組合主義」と「修正主義」との相違を強調する。cf. 以下 P. Gay, *The Dilemma of Democratic Socialism* (New York 1952), p. 127 ff., 257; cf. Varain, op. cit., S. 27, 85. (u. ann. 2)
- ㉑ Ibid., S. 38 f. Hirsch-Weber, op. cit., S. 12 f. 一九〇四—〇六年の大衆文化論議について Schorske, op. cit., p. 36 ff.

Varein, op. cit., S. 31 ff.

② Ibid., S. 63 f.; Schorske, op. cit., Ch. IV.

③ Ritter, op. cit., S. 87 ff., 128 ff., 208 ff.; Jansen, op. cit., Kap. II. 「ヘンネルと綱領」の問題性や「改良主義」の進展にかんじつ興味を有する事実を提示しつゝの研究は、Kotowski, op. cit., S. 6 ff., 101 ff., 132, 143 ff.

④ Michels, Soziologie, S. 78 f., 114 ff., 164 f., 217 ff., 260 ff., 288 ff. (社会民主黨自身の「階級上昇装置」としての性格と官僚事務員的思想・行動様式の浸透による指導者層の保守化が問題となつてゐる)。

⑤ Hirsch-Weber, op. cit., S. 11 ff.; Varein, op. cit., S. 30, 39.

⑥ Ritter, op. cit., S. 200 f.; Gay, op. cit., p. 99; C. Gneuss, Um den Einklang von Theorie und Praxis, in: Marxismus-Studien, II (Tübingen 1957), S. 198 ff.

⑦ Grebing, op. cit., S. 136 f.; cf. K. Anders, Die ersten hundert Jahre (Hannover 1963), S. 37; De Man, op. cit., S. 121; Ritter, op. cit., S. 201 f.

⑧ 「修正主義」論争のいさゝか底の浅さをこぼしては強論をたれど、いさゝか、なほ自体「修正主義」の性格にやの現実的意味を暗示してつゝ、cf. S. Miller, Das Problem der Freiheit im Sozialismus (Frankfurt a. M. 1964), S. 225 f.

⑨ Marks, op. cit., p. 343; Michels, Soziologie, S. 281 f.; G. Briefts, Das gewerbliche Proletariat, in: Grundriss der Sozialökonomik, IX, Ab., Teil I (Tübingen 1926), S. 222.

⑩ K. E. Born, Staat und Sozialpolitik seit Bismarcks Sturz (Wiesbaden 1957), Kap. IV u. VI.

⑪ Ibid., S. 51 ff., 71 ff.; Gage, op. cit., S. 147 ff., 151 ff.

⑫ Ritter, op. cit., S. 39; Born, op. cit., S. 118 f. 135 ff.

⑬ Ritter, op. cit., S. 164; Born, op. cit., S. 108; Herkner, op. cit., Bd. I, S. 466 ff. 久保敬治『ヘンネル労働法の展開過程』(東京昭三三)第二章。

〔付記〕 本稿の執筆にあたり、中村幹雄、野田宣雄、皇田幸男の三氏が、いさゝかの適切な助言をいただいた。付記してお礼を申し上げたいと存じます。もとより叙述のすゝめへの責任は飯田一人のものである。

(京都大学大学院学生)

Die politische Emanzipationsbewegung der deutschen Arbeiterschaft 1848—1914

von

Shûji Iida

Mit zunehmender Industrierung in der zweiten Hälfte des vorigen Jahrhunderts griff das politische Interesse allmählich auch auf die wachsende Arbeiterschaft über. In Deutschland, wenn Ferdinand Lassalle 1863 den Allgemeinen deutscher Arbeiterverein gründete, dann war ihr Anspruch auf politische Gleichberechtigung endgültig angemeldet. Dies Gleichheitsstreben der Arbeiter im politischen Bereich, konstitutionell nämlich von Einführung des allgemeinen Wahlrechts gefördert werdend, sich verwirklichte langsam durch die Entwicklung der Arbeiterpartei und der Gewerkschaften, was im weiteren Verlauf notwendig auf die ausschließende Herrschaft der gebildeten und besitzenden Stände (d. h. die Honoratiorenherrschaft) grundstürzend einwirkte und damit den Übergang zur Massendemokratie entscheidend beschleunigte.

In der vorliegenden Untersuchung also möchte ich der Meinung von Gerhard A. Ritter folgend „die allgemeine Bedeutung der Arbeiterbewegung als politische Emanzipationsbewegung des Viertes Stände“ begreifen und von solchem Gesichtspunkt aus die Entwicklungsgeschichte der deutschen Arbeiterbewegung von 1848-1914 verfolgen. Dabei aber soll es bestrebt sein, den Zusammenhängen zwischen politische Emanzipation der Arbeiterschaft und die Leistungen ihrer Organisationen möglichst konkret nachzugehen.